

琵琶湖森林づくり基本計画の進行管理と点検評価について

1 琵琶湖森林づくり基本計画の位置づけ

○琵琶湖森林づくり基本計画（平成 17 年 3 月策定、平成 31 年 3 月改定）

琵琶湖森林づくり条例に基づき、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮できるよう施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定する。

長期的な目標：基本施策 平成 17 年度～令和 2 年度 16 年間

中期的な目標：戦略プロジェクト 平成 27 年度～令和 2 年度 6 年間

琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年 4 月施行）

（基本計画）

第 9 条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

2 計画の点検、評価について

森林審議会において、毎年度、事業の実績に基づき指標や数値目標の達成状況等を点検し、評価をいただく。この評価を基に次年度施策の見直し等を行う。

3 しがの林業成長産業化アクションプランの数値目標達成状況について

(1) プランの位置づけ

○しがの林業成長産業化アクションプラン（平成 29 年 3 月策定）

琵琶湖森林づくり基本計画の実現のため、様々な主体が一体となって取組を講ずるための具体的な行動計画を定めるもの。

計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度 5 年間

(2) 達成状況の報告について

琵琶湖森林づくり基本計画に準じ、毎年度の数値目標の達成度や事業の実施状況を森林審議会に報告、意見を聴くこととする。

I : 基本施策【基本指標】

		H15(現状)	H26	H27	H28	H29	H30	進捗状況	R2 (長期目標)	達成率評価 (長期目標)	達成評価 (長期目標)	評価理由	審議会意見
1 環境に配慮した森林づくりの推進													
(1) 琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進	111 民有林に占める保安林面積の割合(累計)(%)	33	35	36	36	36	36	森林の多面的機能を高度に発揮させるために、新たに722haを保安林に指定し、累計は66,599haで民有林の約36%である。今後とも目標達成に向け、造林公社の返地や区有林などまとまった森林の所有者に働きかけていきたい。	38	C	★★★	3項目を均等に評価し★3つとした。	
	(112) 治山事業による保安施設整備割合(累計)(%) ※保安林面積に対する保安施設整備面積の割合 ※H26までの指標	49	58						65				
	112 治山事業による保安施設整備面積(累計) ※H27からの指標	31,795ha		37,774ha	37,945ha	38,128ha	38,339ha	荒廃林地の復旧・予防等により県土の保全と保安林機能の増進を図るため治山事業による保安施設整備を実施した。厳しい予算事情の中で新たな災害発生箇所の復旧を優先するなど効果的に実施した。211ha(44箇所) 目標達成にむけ計画的な治山事業を行うよう、予算配分について政府要望を引き続き行っていきたい。	42,100ha	C			
(2) 持続可能な森林整備の推進	121 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合(%)	64	56	64	64	60	63	台風による風倒木被害の対応に労力を取られたことが、面積が伸びなかった大きな要因の一つである。また、事業実施に当たり、境界確定等に多くの労力・時間を要しており、今後も林地の集約化に一層取り組む必要がある。 1.676ha(H30目標2,677ha)	90	B			
(3) 生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進	131 下層植生衰退度3以上の森林の割合 ※衰退度3は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約10%の森林で強度の土壌浸食が発生する衰退度 ※現状値・平成24年度	20	-	-	-	19	-	(この指標については前回調査から5年後を目途に調査します)	10	-			
2 県民の協働による森林づくりの推進													
県民の主体的な参画の促進	(211) 森林づくり活動を実践している市民団体等の数(団体・累計) ※H26までの指標	30団体	163団体						150団体		★★★	2項目を均等に評価し★3つとした。	
里山の整備・利活用の推進	(221) 里山整備協定林の数(箇所・累計) ※H26までの指標	0箇所	14箇所						40箇所				
(1) 多様な主体による森林づくりへの支援	211 協定を締結して整備する里山の箇所数(累計) ※H27からの指標	0箇所		169箇所	200箇所	233箇所	252箇所	里山を保全活動フィールドとして活用するだけでなく、ニホンジカ等の獣害被害軽減対策としての緩衝帯整備や防災機能向上のために整備に取り組む地域も増え、里山を管理する体制が広まっている。	300箇所	B			
(2) 県民の主体的な参画の促進	221 びわ湖水源のもりづくり月間の森林づくりへの参加者数	1,583人	11,845人	11,430人	6,675人	7,392人	5,695人	前年に比べ交流会参加者が増えたが、地域普啓発活動参加者が大きく減少し、目標を大きく下回る結果となった。交流会の課題としては、都市部からの集客に課題があり、月間の普及啓発も含めてPRを拡大する必要がある。	13,000人	D			
3 森林資源の循環利用の促進													
(1) 県産材の利用の促進	311 県産材の素材生産量(m3)	32,000m3(H20)	56,000m3	54,000m3	76,000m3	88,000m3	76,000m3	素材生産量は、前年88千m3から12千m3減少し76千m3で、内訳は、製材用が増減無の23千m3、合板用が増減無の15千m3、木材チップ用が12千m3減の38千m3であった。需要状況や気象害等の影響により素材生産量が減少している。今後も引き続き、幅広い利用や需要に応じていけるよう、目標達成に向けて、素材生産の一層の拡大に取り組む必要がある。	120,000m3	C	★★★	達成率63%のため★3つとした。	
4 次代の森林を支える人づくりの推進													
(1) 森林所有者等の意欲の高揚	411 地域の森林づくりを推進する集落数(集落) ※「地域の森林づくりを推進する集落」とは、集落ごとにそれぞれの地域に応じた森林づくりについて話し合いの場が持たれ、共通の理解のもとに森林整備が進められる集落のこと	25箇所	89箇所	97箇所	118箇所	102箇所	108箇所	森林経営に積極的に取り組む森林所有者等を育成するために、林業普及指導員等が市町や森林組合、林研グループなどと連携して、各地域に出向き、情報提供や技術指導等意識の一層の高揚を目的として実施している。積極的な地元への働きかけにより目標値以上の地域に意識啓発できた。	100箇所	A	★★★★	2項目を均等に評価し★4つとした。	
(2) 森林組合の活性化	421 森林組合の低コスト施策実施面積(ha) ※「森林組合の低コスト施策」とは、高性能林業機械等を活用し、施業地の集約化や作業路網の整備等、効率的な作業システムによる高い生産性を実現し、コストを削減する取組のこと	80ha(H20)	530ha	590ha	664ha	638ha	667ha	効率的な低コスト施策を推進するために、森林組合に対してのプランナー育成研修や高性能林業機械の導入支援などを行ったが、9月の台風により倒木被害等が多く発生したことで施業面積が伸びなかった。今後も低コスト施策を推進するための研修や普及指導など重点的に取り組む必要がある。	1,400ha	D			

達成率の計算方法
 ①実績が単年のもの： H30実績値/R2目標値
 ②実績が累計のもの： (H30実績値-H15現状値)/ (R2目標値-H15現状値)

個々の取組みの達成率の評価 A：90%以上 B：70-89% C：50-69% D：30-49% E：30%未満

基本施策・戦略プロジェクトの達成率の評価 ★★★★★：90%以上 ★★★★：70-89% ★★★：50-69% ★★：30-49% ★：30%未満

II : 戦略プロジェクト【6年間の取り組み】		H26(現状)	H27	H28	H29	H30	進捗状況	R2(目標)	達成率評価	達成評価	評価理由	審議会意見
1 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト	1-1 除間伐等の森林施業を実施した森林の面積 ※除間伐を含む森林施業全体の面積	2,227ha	2,938ha	2,354ha	2,059ha	2,189ha	成熟期を迎える林分が増えていることから、近年、搬出間伐の割合が増加し、結果として間伐面積は減少することとなった。また事業実施に当たり、境界明確化等に多くの労力・時間を要している。今後も除間伐とともに、林地の集約化に一層取り組む必要がある。 また、平成30年度については、台風による風倒木被害が発生したことにより事業の遅滞がみられ実績が伸び悩んだ。	3,100ha	B	★★★★	4項目を均等に評価し★3つとした。	
	1-2 境界明確化に取り組んだ森林面積(累計)	1,023ha	1,436ha	1,745ha	2,060ha	2,477ha	H27から、県・市町で構成する協議会を設置し、情報共有等を図るとともに、手引書の作成や研修会をするなど市町支援をおこない、境界明確化を図ってきたが、不在村者の増加や森林所有者の高齢化および世代交代により林地の所有者や境界の特定が以前に比べより困難になってきており、目標達成は難しい状況である。今年度からは、市町と森林組合で構成する滋賀県森林整備協議会が設立され市町が主体となった森林境界明確化を推進していく。県は、森林整備協議会と一体となって森林境界明確化の推進を支援していく。	7,000ha	E			
	1-3 ニホンジカの捕獲数	14,374頭	13,950頭	16,279頭	14,601頭	11,053頭	(実績は許可捕獲分のみ、狩猟捕獲分は集計中) 冬季の積雪がほとんど無く、農地や里地付近への出没が減ったことから計画どおりに捕獲が進まなかった。また、台風や集中豪雨の影響により林地等現地への経過道が被災するなどの影響により捕獲活動に影響が出ている。 (平成27,28年度の捕獲目標:16,000頭、平成29,30年度の捕獲目標:19,000頭)	19,000頭	C			
	1-4 生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数	46箇所	57箇所	60箇所	58箇所	61箇所	緑化資材の種子配合や現地伐倒材の使用などに対する理解が進み、発注工事の9割において、生物多様性に配慮することができた。今後も、対象となる全ての工事でこうした取り組みができるよう工夫していきたい。 H29: 87%(58/67) → H30 91%(61/67)	75箇所	B			
	(R1追加) 1-5 新たな森林経営管理の仕組みに参画する市町数(累計)	0箇所	—	—	—	—	—	11市町	—			
2 多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくりプロジェクト	2-1 活動をPRする森林づくり団体数(累計)	68団体	76団体	80団体	81団体	83団体	森づくり活動団体のネットワーク化と情報をHPで一元的に発信することにより、活動の活性化を目指す。様々な機会を通じて登録を呼び掛けたが、新たな団体は2団体に留まった。 今後、優れた活動プログラムや団体の課題解決のための情報を掲載するなど、団体の登録を促進する。	160団体	E	★	2項目を均等に評価し、★1つとした。	
	2-2 琵琶湖森林づくりパートナー協定(企業の森)締結数(累計)	23箇所	23箇所	23箇所	23箇所	24箇所	平成30年度は1箇所の協定が締結できた。今後は、企業の要望に即した森林を掘り起こすとともに、企業へのPRを積極的に進行。	35箇所	E			
	(R1追加) 2-3 全国植樹祭における苗木のホームステイ・スクールステイに参加する主体数(累計)	—	—	—	—	139主体	—	280主体	—			
	(R1追加) 2-4 森林・林業・山村づくりモデル地域数(累計)	—	—	—	—	—	—	5箇所	—			
3 森林資源の循環利用促進プロジェクト	3-1 びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数	16施設	10施設	12施設	14施設	8施設	びわ湖材を使用し整備された木造公共施設は、4市1町で8施設(幼稚園1、保育園1、児童クラブ1、社会福祉施設2、市町施設3)で、びわ湖材が活用された。今後更に市町ほか関係機関との情報共有や連携を図りながら、公共施設へのびわ湖材利用が促進されるよう普及啓発に取り組んでいく。	20施設	D	★★★★	3項目を均等に評価し、★4つとした。	
	3-2 びわ湖材認証を行った年間木材量	32,109m3	36,865m3	46,244m3	54,981m3	55,020m3	びわ湖材を取り扱う認定事業者は、平成30年度末時点で165者、認定した木材量は、55,020m3(対前年度39m3の増)となった。引き続き「びわ湖材」の普及と認証制度の理解を醸成できるよう取組を支援する。	65,000m3	B			
	3-3 木材流通センターとりまとめによる原木取扱量	10,012m3	17,818m3	31,629m3	40,193m3	44,009m3	県内各森林組合および造林公社との連携をすすめ、B材を中心にC材の取り扱いも増えたことにより、前年度より3,816m3の取扱量の増となった。今後も引き続き、需要者ニーズに安定して応えていけるよう取扱量の増、需要の開拓などの取組を支援する。	40,000m3	A			
	(R1追加) 3-4 県内の素材需要量	—	—	—	95,000m3	81,000m3	—	120,000m3	—			
4 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト	4-1 認定森林施業プランナー数(累計)	16名	24名	26名	27名	28名	森林施業プランナーの技術、知識の向上を支援しており、技量が一定水準にあることを示す資格取得の必要性の認識が高まり、平成27年度の大量合格後も着実に取得者数が増えつつある。平成30年度も1名が合格したが、目標達成に向け引き続き支援を行う。	30名	B	★★★★	3項目を均等に評価し、★3つとした。	
	4-2 自伐型林業育成研修の開催数	4回	10回	7回	6回	9回	自伐型林業を目指す県民、グループに対し、森林施業を始めとした指導、支援を行っている。自伐型林業はある程度の組織基盤の前提上に活動が開始される事例が多く、新規団体の発掘は難しい中、新たな支援事業も開始したが開催回数が9回となった。新規団体の育成は厳しい状況であるが、引き続き支援や啓発を行っている。	15回	C			
	4-3 乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数	0市町	2市町	5市町	7市町	7市町	県産材を使用する食器、玩具による木育の取組を支援する木育推進事業を、3市町(長浜市、湖南市、多賀町)で実施し、ウッドスタート宣言を行った民間企業が、4店舗(栗東市、東近江市、彦根市、長浜市)で木育コーナーを設置された。また、彦根市で木育インストラクターによる研修会が開催された。今後も県内における「木育」の幅広い取組につながるよう、セミナーやワークショップの開催等により、「木育」の普及啓発を進める。	19市町	D			

達成率の計算方法

- ①実績が単年のもの : H30実績値 / R2目標値
- ②実績が累計のもの : (H30実績値 - H26現状値) / (R2目標値 - H26現状値)

個々の取組みの達成率の評価 A : 90%以上 B : 70-89% C : 50-69% D : 30-49% E : 30%未満

基本施策・戦略プロジェクトの達成率の評価 ★★★★★:90%以上 ★★★★★:70-89% ★★★★★:50-69% ★★:30-49% ★:30%未満

しがの林業成長産業化アクションプラン 数値目標達成度に対する点検・評価シート

資料1-3

しがの林業成長産業化アクションプラン【5年間の取り組み】		H27(現状)	H28	H29	H30	進捗状況	R2目標	達成率評価	達成評価	評価理由	意見等
1 川上(山側)	1-1 林業産出額 ※林業産出額(農林水産省統計資料 令和元年5月15日公表)より	9.7億円 達成率	9.7億円 84%	10.7億円 92%	9.1億円 78%	素材生産量の減に伴い、木材生産にかかる林業産出額が減少したと考えられる。引き続き森林の循環利用を進め、林業の成長産業化に向け取り組む必要がある。	11.6億円	B	★★★★	7項目を均等に評価し★4つとした。	
	1-2 除間伐等の森林施策を実施した森林面積<戦略1>	2,938ha 達成率	2,354ha 76%	2,059ha 66%	2,189ha 71%	成熟期を迎える林分が増えていることから、近年、搬出間伐の割合が増加し、結果として間伐面積は減少することとなった。また事業実施に当たり、境界明確化等に多くの労力・時間を要している。今後も除間伐とともに、林地の集約化に一層取り組む必要がある。また、平成30年度については、台風による風倒木被害が発生したことにより事業の遅滞がみられ実績が伸び悩んだ。	3,100ha	B			
	1-3 境界明確化に取り組んだ森林面積(累計)<戦略1>	1,436ha 達成率	1,745ha 6%	2,060ha 11%	2,477ha 19%	平成27年度から、県・市町で構成する協議会を設置し、情報共有等を図るとともに、手引書の作成や研修会をするなど市町支援をおこない、境界明確化を図ってきたが、不在村者の増加や森林所有者の高齢化および世代交代により林地の所有者や境界の特定が以前に比べより困難になってきており、目標達成は難しい状況である。今年度は、市町と森林組合で構成する滋賀県森林整備協議会が設立され市町が主体となった森林境界明確化を推進していく。県は、森林整備協議会と一体となって森林境界明確化の推進を支援していく。	7,000ha	E			
	1-4 自伐型林業育成研修の開催数<戦略4>	10回 達成率	7回 47%	6回 40%	9回 60%	自伐型林業を目指す県民、グループに対し、森林施策を始めとした指導、支援を行っている。自伐型林業はある程度の組織基盤の前提上に活動が開始される事例が多く、新規団体の発掘は難しい中、新たな支援事業も開始したが開催回数が6回となった。新規団体の育成は厳しい状況であるが、引き続き支援や啓発を行っていく。	15回	C			
	1-5 地域の森林づくりを推進する集落数<基本4>	97箇所 達成率	118箇所 118%	102箇所 102%	108箇所 108%	森林経営に積極的に取り組む森林所有者等を育成するために、林業普及指導員等が市町や森林組合、林研グループなどと連携して、各地域に向き、情報提供や技術指導等意識の一層の高揚を目的として実施している。積極的に地元への働きかけにより目標値以上の地域に意識啓発できた。	100箇所	A			
	1-6 再造林モデル地区数(累計)	0箇所 達成率	— —	1箇所 33%	3箇所 100%	平成30年度に造林一貫作業のモデル地区を二箇所設定し、伐採、造林一貫作業とその工程調査を実施工程調査を実施した。今後、再造林の低コストに向け、地域の実情に応じた森林の更新モデルを検討する。	3箇所	A			
	1-7 素材生産量<基本3>	54,000m3 達成率	76,000m3 63%	88,000m3 73%	76,000m3 63%	素材生産量は、前年88千m3から12千m3減少し76千m3で、内訳は、製材用が増減無の23千m3、合板用が増減無の15千m3、木材チップ用が12千m3減の38千m3であった。需要状況や気象害等の影響により素材生産量が減少している。今後も引き続き、幅広い利用や需要に応じていけるよう、目標達成に向けて、素材生産の一層の拡大に取り組む必要がある。	120,000m3	C			
2 川中(製材・加工・流通)	2-1 原木市場・木材流通センターの原木取扱量	41,000m3 達成率	49,129m3 55%	62,693m3 70%	71,140m3 79%	平成30年度の県産材原木の取扱い実績は、木材市場27131m3、木材流通センター44,009m3で、前年度より約3m3増加した。今後も、地産地消を推進し、県産材の利用拡大を図るため、原木市場や木材流通センターを核とした県産材の生産流通体制の強化に取り組む必要がある。	90,000m3	B	★★★★	4項目を均等に評価し★3つとした。	
	2-2 県内木材産業の水平連携箇所数(累計)	1箇所 達成率	— —	2箇所 25%	2箇所 25%	平成30年度は、大津・南部地域木材協議会およびびわ湖水源の森林認証推進協議会(高島市)において、木材を地域の木造建築物に供給するための取組が実施されるとともに、東近江地域で協議会設立の合意形成が図られた。令和元年度は、びわ湖水源の森林認証推進協議会(高島市)および東近江地域の取組が計画されており、今後、他の地域においても県が側面支援を行いながら、資源循環型の仕組みを構築し、県産材の利用拡大を図っていく。	5箇所	E			
	2-3 びわ湖材認証を行った年間木材量<戦略3>	36,865m3 達成率	46,244m3 71%	54,981m3 85%	55,020m3 85%	びわ湖材を取り扱う認定事業者は、平成30年度末時点で165者、認定した木材量は、55,020m3(対前年度39m3の増)となった。引き続き「びわ湖材」の普及と認証制度の理解を醸成できるよう取組を支援する。	65,000m3	B			
	2-4 未利用材を活用し、県内でエネルギー利用される木質バイオマス量	950t 達成率	2,961t 54%	3,113t 56%	3,620t 66%	平成30年度にエネルギー利用された未利用材の木質バイオマスは、主に木質バイオマス発電施設(いぶきグリーンエナジー)で利用され、前年度並みの3,620tであった。今後は、集材方法等の作業システムの改善により、林内に放置されている木質バイオマス(D材)の搬出利用を推進し、県産材の利用拡大を図る。	5,525t	C			
3 川下(マーケット)	3-1 乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数<戦略4>	2市町 達成率	5市町 26%	7市町 37%	7市町 37%	県産材を使用する食器、玩具による木育の取組を支援する木育推進事業を、4市町(長浜市、湖南市、多賀町)で実施し、ウッドスタート宣言を行った民間企業が、4店舗(栗東市、東近江市、彦根市、長浜市)で木育コーナーを設置された。また、彦根市で木育インストラクターによる研修会が開催された。今後も県内における「木育」の幅広い取組につながるよう、セミナーやワークショップの開催等により、「木育」の普及啓発を進める。	19市町	D	★★★★	4項目を均等に評価し★3つとした。	
	3-2 びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数<戦略3>	16施設 達成率	12施設 60%	14施設 70%	8施設 40%	びわ湖材を使用し整備された木造公共施設は、4市町で8施設(幼稚園1、保育園1、児童クラブ1、社会福祉施設2、市町施設3)で、びわ湖材が活用された。今後更に市町ほか関係機関との情報共有や連携を図りながら、公共施設へのびわ湖材利用が促進されるよう普及啓発に取り組んでいく。	20施設	D			
	3-3 CLTを活用し整備された施設数(累計)	0施設 達成率	1施設 33%	2施設 67%	3施設 100%	平成28年度に(株)三東工業社信楽本店社屋、平成29年度に滋賀県農業技術振興センター、平成30年度には栗東市のTCC観音にCLTが使用された。今後は、これらの建物をモデルとして、滋賀県CLT等普及促進会議などを通じて、CLTの普及啓発を図る。	3施設	A			
	3-4 県産材利用のための研究開発件数(累計)	31件 達成率	33件 14%	34件 21%	36件 36%	平成30年度は、新規2件、継続1件の研究開発が行われた。今後も県産材の需要を拡大するため、新たな製品開発などの研究や商品化に向けた取組を支援する。	45件	D			
4 人材育成	4-1 認定森林施策プランナー数(累計)<戦略4>	24名 達成率	26名 33%	27名 50%	28名 67%	森林施策プランナーの技術、知識の向上を支援しており、技量が一定水準にあることを示す資格取得の必要性の認識が高まり、H27度の大量合格後も着実に取得者数が増えてきた。平成29年度も1名が合格したが、H32度目標達成に向け引き続き支援を行う。	30名	C	★★★★	3項目を均等に評価し★4つとした。	
	4-2 一定の能力を身につけた森林作業員数(累計)	78名 達成率	83名 50%	87名 90%	92回 140%	平成30年度に新たに8名の現場技能者が養成された(フォレストワーカー4名、フォレストリーダー1名(複数の登録区分を有する者があるため登録者数とは一致しない))。今後も林業労働者の技術向上やキャリア形成を支援していく。	88名	A			
	4-3 林業への新規就業者数(累計)	19人 達成率	26人 14%	35人 32%	46人 54%	事業体は、緑の雇用事業(国補助)や林業雇用環境改善事業(県補助)などを活用し、労働環境の改善に取り組み、計画的な採用のために積極的な求人を行っているが、応募が少なく予定人数を確保できない事例がある。また、新規就業者の定着率は50%以上であるが、安定した労働力確保のために労働環境を改善し、定着率を向上させる必要がある。	69人	C			
5 環境保全に資する取組	5-1 滋賀県CO2認証取得件数(累計)	17件 達成率	23件 46%	29件 92%	34件 131%	滋賀県森林CO2吸収量認証制度について、新たに5件の登録があった。今後も森林の多面的機能向上や地球温暖化防止への貢献のため、制度の周知や登録の支援に努める。	30件	A	★★★★	4項目を均等に評価し★4つとした。	
	5-2 森林認証取得面積(累計)	489ha 達成率	— —	1,743ha 124%	3,780ha 326%	平成30年度に一団体が認証を取得された。今後も零細森林所有者を含めた取り組みが必要であり、一層の継続的な普及啓発が必要である。	1,500ha	A			
	5-3 J-クレジット登録件数(累計)	1箇所 達成率	— —	1箇所 0%	2箇所 50%	平成30年度に(一社)滋賀県造林公社により登録が行われたところ。引き続き制度の周知や登録の支援に努め、カーボン・オフセットの仕組みを活用した森林の付加価値向上と地球温暖化防止を図る必要がある。	3箇所	C			
	5-4 持続的活用が可能な森林山村資源数(累計)	3種類 達成率	6種類 50%	10種類 117%	10種類 117%	長浜市の旧西浅井町を対象に調査を実施し、H29からの継続のみではあるが、2種類の資源の活用可能性を検討した。(カエデ樹液、奥琵琶湖の桜)	9種類	A			

達成率の計算方法
①実績が単年のもの：H29実績値/R2目標値
②実績が累計のもの：(H29実績値-H27現状値)/(R2目標値-H27現状値)

個々の取組みの達成率の評価 A：90%以上 B：70-89% C：50-69% D：30-49% E：30%未満

各分野での達成率の評価 ★★★★★:90%以上 ★★★★:70-89% ★★★:50-69% ★★:30-49% ★:30%未満

琵琶湖森林づくり基本計画の方向性等について

琵琶湖環境部森林政策課

1 琵琶湖森林づくり条例の改正について

(1) これまでの経過

- 平成 16 年 3 月 琵琶湖森林づくり条例制定
森林の多面的機能の持続的発揮を目的とする
- 平成 27 年 3 月 琵琶湖森林づくり条例改正
条例制定から 10 年が経過、社会経済情勢の変化に対応
森林の土地の境界明確化、鳥獣害対策（第 10 条関係）、樹齡が特に高い樹木
のある森林の保全（第 11 条）の追加等

(2) 今回条例改正の視点

ア 災害に強い森林づくりの推進

近年、台風や集中豪雨等による気象災害が頻発しており、災害に強い森林づくりが求められている。道路沿いの斜面などで生長した木が危険な状態で放置される場合がみられ、こうした場所で森林整備を行うことにより、積極的にリスク低減に取り組むことが必要となっている。

イ 森林・林業と山村の活性化の促進

現在、森林・山村地域では、過疎化・高齢化により地域の森林の適切な管理が困難となっており、こうした地域が今後も持続的に森林を支えていくには、森林を活用しながら地域を維持していくための対応、すなわち、様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との関係性を作り出すことで、地域の活性化を図ること等の必要が生じている。

ウ 広域的な課題への対応（第 15 条の見直し）

条例第 15 条では県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、流域を単位とした森林づくりの組織の整備の促進に必要な措置を講ずることが規定されており、これまで県下 6 流域で組織化が図られるなど、十分に役割を果たしたところ。

一方、上記ア、イのような近年顕在化する課題に対しては、より広域的な取組が必要であるため、条例第 15 条の見直しを行い、県域と地区別での対応を重視していくこととする。

エ 県産材の利用の促進（第 17 条の拡充）

本県の森林や林業・木材産業を取り巻く現状を踏まえ、川上から川下までを通じた、より一層の県産材利用を促進する必要が生じている。また幅広い世代を対象に木とふれあうことにより、森林の重要性や木を使うことへの理解を促す「木育」の取組について検討する。

(3) 今後の取組予定

ア 森林審議会での検討

- 令和元年 9 月 琵琶湖森林づくり条例改正の諮問
令和元年 12 月 素案の検討
令和 2 年 3 月 答申案の検討
令和 2 年 4 月 答申
令和 2 年度内に条例改正作業、令和 3 年 4 月に改正条例施行

イ 県民意見聴取等

令和元年10月～令和2年2月 タウンミーティング、意見交換会等の実施

2 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の策定について

現基本計画が令和2年度（2020年度）に終期を迎えることから、令和3年度（2021年度）から始まる次期計画の策定を行う。

（1）琵琶湖森林づくり基本計画の位置づけ

琵琶湖森林づくり条例第9条の規定に基づく計画（条例に示す理念を実効あるものとするための基本的な計画）

また、滋賀県基本構想のもと、第5次滋賀県環境総合計画など他の計画との調和を図るとともに、森林法に基づく地域森林計画との整合を図る。

（2）計画期間（案）

現計画	次期計画
平成17年度（2005年度）～令和2年度（2020年度）（16年間）	令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）（10年間）

（3）現琵琶湖森林づくり基本計画の総括

ア 現計画の達成度の評価

現計画に規定する長期的な指標（基本施策）と中期的な指標（戦略プロジェクト）の達成度を検証し、評価を行う。

またこれと併せて森林づくりや琵琶湖森林づくり事業について、県民や事業者の意識調査を実施し、この結果を次期計画の内容に反映する。

イ 対応すべき課題

- ・市町が中心となる新たな森林経営管理制度の推進
- ・ニホンジカ被害等に伴う表土流出により低下が懸念される森林の水源かん養機能の維持増進
- ・危険木の伐採除去を含めた森林整備を行ってリスク低減を図るほか、頻発する気象災害による風倒木等を処理することなどの、災害に強い森林づくりの推進
- ・利用期を迎え充実しつつある人工林資源を循環利用し、林業の成長産業化の推進
- ・森林の整備・林業の振興と、山村の活性化を併せて行うことによる、さらなる森林づくりの推進
- ・全国植樹祭を機に、県民が一丸となって森林を守り育てる本県らしい取組の推進
- ・再造林による林齢構成の平準化 等

（4）琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の考え方

次期基本計画の策定にあたっては、森の将来の姿としてのビジョンを示すとともに、現基本計画の総括や対応すべき課題を踏まえ、10年後の目指す姿を検討する。

あわせてこの目指す姿の実現のため、この10年間で必要な施策について盛り込む。

なお、林業成長産業化アクションプランを取り込むことによる、森林整備と林業成長産業化の一体的な推進を図ることとする。

（5）今後の取組予定

条例改正の手続きと並行して次期基本計画策定を行う。

ア 森林審議会での検討

令和元年 9月 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）について諮問

令和元年 12月 素案の検討

令和2年 2月 答申案の検討

令和2年 6月 答申

令和2年度内に基本計画を策定

イ 県民意見聴取等

令和元年 10月 ～令和2年 2月 タウンミーティング、意見交換会等の実施

※ 琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）（抄）

（基本計画）

第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

琵琶湖森林づくり条例改正・基本計画（第2期）策定に向けたスケジュール（案）

	令和元年度										令和2年度										R3	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
滋賀県の取組	<div style="text-align: center;"> 条例要綱案の検討 基本計画の検討 </div>										<div style="text-align: center;"> 条例要綱案の作成 条例要綱案の公表 条例要綱案の修正 要綱修正案の公表 基本計画原案作成 基本計画原案公表 基本計画原案修正 基本計画決定 </div>										改正条例施行	
議会の報告等	常任委員会状況報告 常任委員会状況報告 常任委員会状況報告 常任委員会状況報告										常任委員会開始報告 常任委員会結果報告 条例案上程 常任委員会開始報告 常任委員会結果報告											
森林審議会の取組	条例等の方向性報告		条例・基本計画諮問	条例・計画骨子案	条例素案 県民税に係る意見書		条例原案・計画素案	条例・計画答申案	条例改正答申	基本計画答申												
県民の意見等の把握				タウンミーティング		県民意見交換会								市町向け説明会	県民政策コメント			県民政策コメント				
	県民税の検討（税政課） 県民の意見を反映																					